

EU AI規制法の「行動規範（Code of Conduct）」調査報告

行動規範の内容と対象範囲

欧州委員会は2025年7月10日、EUのAI規制法（AI Act）への企業の順守を支援するための行動規範（Code of Conduct）の草案を公表しました¹。この行動規範は法的拘束力を持たない自主的なコード（実践規範）であり、特に汎用目的AIモデル（GPAIモデル）と呼ばれる高度な生成AIモデル（例：OpenAIのChatGPTやAnthropicのClaude、MetaのLlama、GoogleのGeminiなど）を提供する企業を主な対象としています²。行動規範は「透明性」「著作権」「安全・セキュリティ」の3章で構成されており、それぞれAI規制法の該当義務を具体化しています³。

- ・**透明性（Transparency）**：モデルの機能や用途に関する情報提供に関する章です。行動規範は、モデル提供者がAIモデルの性能や制約について文書化し、公的機関（規制当局）やそのAIモデルを製品に組み込もうとする第三者企業に対して**最新の情報を報告**することを求めています⁴。欧州委員会は提供者が容易に必要情報を開示できるよう、「**モデル文書化フォーム**」というテンプレートも提示しています⁵。また、チャットボットなどユーザーと対話するAIについては、自身がAIであることの通知など**基本的な透明性確保**も含まれます。
- ・**著作権（Copyright）**：AIモデルの学習データと生成物における著作権保護に関する章です。行動規範では、モデル提供者が**学習データとして違法な海賊版コンテンツを使用**することを禁止し、ウェブクローラーでデータ収集を行う場合には**著作権で保護されたコンテンツのみを使用**することを要求しています⁶⁷。さらに、作家やアーティストなど**権利者から自分の著作物を学習データから除外してほしいと要請された場合はそれを尊重**することが求められています⁷。モデルの出力が著作権侵害となり得る場合には、**開発企業が適切な対応策を講じる義務**も負うとされています⁷。また行動規範に署名した企業は、**生成AIモデルの学習に利用したデータの概要（サマリー）を取りまとめて公表**することが義務付けられており、自社モデルがどのようなデータで訓練されたかを明らかにする必要があります⁸。これらはAI規制法第53条に定められた「著作権への順守ポリシー策定」「十分に詳細な学習データ概要の公開」等の義務を具体化した内容です。
- ・**安全・セキュリティ（Safety and Security）**：高度なAIモデルがもたらす**リスクの管理**に関する章です。特に“**システムミックリスク**”（社会的に大きな影響を及ぼし得る高度なAIモデルのリスク）に焦点を当てています⁹。行動規範によれば、提供者各社は自社の高度AIモデルが引き起こし得るリスクを**特定・分析する枠組み（フレームワーク）を整備**し、**リスクの評価・低減策を講じる**必要があります⁶。この章はAI規制法第55条で規定される「システムミックリスクを伴うGPAIモデル」に対する追加義務（リスクアセスメントやリスク低減措置）を詳細化したもので、該当するごく一部の最先端モデル提供者のみが対象となります⁹。

以上のように行動規範は、**生成AIや汎用AIモデルの提供者**が将来的に法を順守するために講ずべき具体的措置を示したガイドラインです。その内容はAI規制法で義務化される要件（例えば**十分な透明性の確保、データの著作権保護方針、リスク管理策等**）を先取りしており、対象企業にとっては**自主的コンプライアンスの指針**となります¹⁰。特にGoogleやOpenAI、Meta、Microsoftといった主要企業が念頭に置かれていますが、中小のAI企業や欧州域外の提供者も対象となり得ます¹¹。行動規範自体には法的強制力はありませんが、後述のように署名企業には将来の規制遵守における**メリット（法的確実性の向上など）**が与えられる点が特徴です¹²。

行動規範の策定過程と適用スケジュール

策定過程: この行動規範はEUの「AIオフィス」（欧州AI規制当局事務局）の主導で策定され、計13名の独立専門家を議長・副議長に迎えた**マルチステークホルダー・プロセス**によってまとめられました¹³。2024年7月末に参加募集が行われ、約1000の関係者（AIモデル提供企業、産業団体、市民団体、権利者団体、学術関係者、各国政府機関など）がこのプロセスに参加しました¹⁴¹⁵。同年9月30日にキックオフ会合が開かれ、その後**2024年11月14日に第1版ドラフト**、**12月16日に第2版ドラフト**が公開されました¹⁶。参加者からのフィードバックや議論を経て内容がブラッシュアップされ、最終版となるコード草案が**2025年7月10日に公開**された形です¹⁷（当初は2025年4月頃の最終化を目指していましたが調整が長引いた模様です¹⁶）。欧州委員会のデジタル担当副委員長ヘンナ・ビルクネン氏（Henna Virkkunen）は「この行動規範はAIの利害関係者と共同設計されたものであり、彼らのニーズに合致している。全ての汎用AIモデル提供者が遵守することを推奨する。そうすればEUのAI規制法順守に向けた**明確で協調的な道筋**を確保できる」と述べ、業界主導で策定されたガイドラインである点を強調しました¹⁸。

適用スケジュール（施行日・段階的導入）: 行動規範そのものは**自主的なガイドライン**であり、正式な発効日が法律のように定められているわけではありません。ただし、**2025年末までにEU加盟各国政府および欧州委員会による承認を経て正式導入される見通し**です¹⁹。正式承認後は、この行動規範に**企業が自主署名（コミット）**することで効力を発揮します。署名した提供者は、自社が行動規範を遵守していることをもって**AI規制法上の義務への適合性を示したものと認められ**、将来的な行政手続きの簡素化や法的確実性の向上といったメリットを享受できる仕組みです²⁰。一方で**署名しない企業はそのような法的確実性のメリットを得られない**とされており¹²、業界内で署名が促されるインセンティブが設けられています。

行動規範はEUのAI規制法（AI Act）の施行スケジュールを念頭に置いた「**橋渡しの措置**」です。AI規制法そのものは2024年8月に発効しましたが、規定の適用開始時期は段階的に設定されています²¹（下表参照）。特に汎用AIモデルに関する義務は**2025年8月2日**から法的に効力をもちますが、新たに市場投入されるモデルについては**1年間の猶予**が与えられ、**2026年8月から本格施行**となります²²。既に提供中の既存モデルについては**2027年8月2日までに適合**させればよいとされ、約2年の移行期間が設けられました²²。これに先立ち、**許容できないリスク（Unacceptable Risk）に分類されるAIの禁止行為**に関する規制は**2025年2月2日**から適用開始予定であり、高リスクAIの要件やその他の多くの規定は**2026年8月2日**から段階的に施行される計画です²¹。このようなタイムラインを踏まえ、**法的義務が本格施行されるまでの間に業界が自主的に基準を満たすよう促すのが行動規範の狙い**です²³。実際、「透明性」「著作権」に関する行動規範の実践内容は**AI規制法施行後は法的義務として要求**されますし、「安全・セキュリティ」章の内容も極めて高度なAIモデル提供者には**義務化**されます³。欧州委員会は行動規範に加えて**GPAIに関する追加ガイドライン**（AI規制法上の重要概念の定義や解釈指針）も策定中で、2025年7月中に公表予定としています¹⁷。こうした準備を経て、欧州委は**AI規制法の執行監督を2026年8月より開始**する見込みであり²⁴、それまでに行動規範を通じた民間の自主的な遵守体制整備を図る方針です。

AI規制法と行動規範の主なタイムライン（まとめ）

- **2024年5月** – 欧州議会・理事会がAI規制法を可決（6月公布、8月1日発効）²⁵
- **2024年7月** – AIオフィスが行動規範策定プロセス開始（参加募集・ドラフト作成）
- **2024年11月14日** – 行動規範 **第1稿** 公表¹⁶
- **2024年12月16日** – 行動規範 **第2稿** 公表¹⁶
- **2025年2月2日** – AI規制法：**禁止行為の規制**等一部規定施行開始²¹
- **2025年7月10日** – 行動規範 **最終草案** 公表（透明性・著作権・安全の詳細ルール提示）¹⁷
- **2025年8月2日** – AI規制法：**汎用AIモデル規制の法的効力発生**（既存モデルは経過措置）²²
- **2025年末（予定）** – 行動規範を**正式導入**（加盟国および欧州委員会が承認）¹⁹

- ・2026年8月2日 – AI規制法：大部分の規定を全面施行（高リスクAI要件の義務化等）
21。新規の汎用AIモデルに対する規制を本格執行開始 22
- ・2027年8月2日 – AI規制法：既存の汎用AIモデルもこの日までに規制適合が必要（移行猶予期限） 22

欧州委員会および関係機関の公式見解

EUの政策当局は、この自主的な行動規範をAI法施行までの「つなぎ」として重視しています。欧州委員会は行動規範の意義について、「AI産業界に法的義務の履行方法を示し、施行前の早い段階から安全・透明なAI運用を根付かせる」ことが目的だと説明しています 26 27。前述のビルクネン副委員長（欧州委員会デジタル担当）は「本行動規範はAI利害関係者によって共に設計され、そのニーズに沿ったものとなっている。すべての汎用AIモデル提供者に遵守を推奨し、そうすることでEUのAI規制法への順守に向けた明確で協調的な道筋が得られる」と述べ、業界による自主的な取組みを歓迎しています 18。行動規範に署名した企業には法令順守の証明手段として活用できることから「法的安定性（リーガル・確実性）が高まる」という利点が公式に認められており 12、欧州委員会は多くの企業が署名することを期待しています。署名企業は規範への準拠を通じてAI規制法への適合を示したものと見做され、将来の手續上も優遇される見込みです 20。一方で署名に参加しない企業は、例えば規制当局から順守状況を問われた際に自ら適合性を立証する負担が増え、「行動規範に沿っていれば享受できたはずの法的な安心感を得られない」というメッセージが発せられています 12。これは事実上、企業に行動規範への自主参加を促す圧力とも言えます。

また欧州委員会はこの行動規範について、国際的な協調も視野に入れて推進しています。2023年5月のG7広島サミットで合意された「Hiroshima AI Process（広島AIプロセス）」では、各国が国際的なAIガバナンスの枠組みやガイドライン作りを進める方針が確認され、「AIに関する自主的な行動規範」にも言及がありました 28 29。欧米間では同月の米欧貿易技術評議会（TTC）において、米国のマージェレット・ベスタAGER欧州委員会副委員長（当時）らが「正式な規制発効を待たずに、生成AIのリスク監査や透明性確保などに関する非拘束の国際基準を企業に守らせるべく、EU・米国で共同して自主的なAI行動規範を策定する」と発表しています 30。こうした経緯から、EUの行動規範は米国政府とも連携しつつグローバルなスタンダード形成を目指す側面があります。実際、行動規範草案はG7各国にも共有され、首脳レベルで支持を得る努力が払われました 31。欧州委員会の公式発表でも「行動規範は国際的な有志連合によるAIの安全・信頼性確保の第一歩」とであると位置付けられています。

さらに、この行動規範を補完する形で、欧州委員会はAI規制法の重要概念に関するガイドライン（例えば「AIシステム」の定義や、禁止されるAI利用行為の具体例、透明性要件の適用範囲など）を策定中です 17。これらガイドラインは加盟国や欧州AI委員会（AI Board）とも協議の上で作成され、2025年7月中に公表予定とされています 17。ガイドラインと行動規範を合わせて示すことで、規制発効前に業界が解釈に迷わず対応を開始できるようにする狙いがあります。欧州委員会および関連機関（例えば欧州議会の関係委員会や各国主管庁）は総じて、この自主的行動規範を「業界がAI法に先行対応するための実践的ツール」として評価しており、今後も必要に応じて内容の更新や追加の指針提供を行っていく方針です。

欧米の企業・業界団体の反応

行動規範に対して、欧米のテクノロジー企業や業界団体からは賛否様々な反応が出ています。特に米国の大手テック企業（いわゆる「ビッグテック」）は、策定過程で一部内容に強い懸念を示しました。Googleのグローバル業務担当社長ケント・ウォーカー氏は2025年2月の段階で「欧州が最先端AIモデルを抑制しようとしているこの計画（行動規範案）は、欧州が競争力を回復しようとする時期に逆行する一手だ」と述べ 32 33、競争上の不利につながりかねないとの批判をしています。またMeta（Facebook）の上級副社長ジョエル・カプラン氏も「提示されたルール（行動規範案）は実現不可能で技術的にも非現実的だ」と強い言葉で非難し、自社として「現在の案には署名しない」意向を示しました 34 35。これらの発言は、行動規範草案に盛り込まれたデータ開示義務や第三者によるモデル検証などの要件が「AI Actの規定を超えており、新たな負担を業界に課すものだ」という不満に基づいています 36。実際、MetaやAlphabet（Googleの持株会

社)など複数の米IT企業は、行動規範の以前の草案に対し「AI規制法の範囲を逸脱し、余分で煩雑な新規則を生んでいる」と批判しており³⁷、**米国政府**も「EUの過度な規制は技術革新を阻害し貿易上障壁になり得る」と懸念を示してEU側に**規範内容の緩和を強く働きかけた**と報じられています³⁸。FT紙によれば、**米国政府および企業は激しいロビー活動を展開しましたが**、EUは最終的にこれを押し切って7月の行動規範草案公開に踏み切ったとされています³⁹。

一方、**欧州企業や業界団体**からも別の角度での反応があります。欧州の半導体大手ASMLやソフトウェア大手SAPなどは「**自社のビジネスに準備期間が足りない**」として**AI規制法の施行時期を遅らせるよう求めた**と伝えられており、欧州企業の多くが規制対応負担に懸念を抱いています³⁷⁴⁰。実際、複数の欧州ビジネス団体は政策立案者に対し「**AI法の施行を延期すべきだ**」と要望書を出しており⁴¹、EU域内企業にも規則順守のコストや競争力低下を不安視する声が強いことが窺えます。とはいえ欧州委員会は現時点でスケジュール見直しに応じる構えはなく、2025年から2026年にかけて段階施行という当初計画通り進める方針です²¹。行動規範についても、議論の紛糾を経て一部表現や要件が調整されたものの、基本的な枠組みは産業界との協調路線で維持されたとみられます。欧州委は「**規範は業界のニーズに沿った内容**」と強調していますが¹⁸、**結局のところ各社が署名するかどうか**が実効性を左右します**。

2025年7月の行動規範草案公開時点で、**具体的にどの企業が署名するかは未確定**です⁴²。**Google**および**OpenAI**は「最終テキストを精査中」とコメントし、**Microsoft**も明確な見解を示していません⁴³。前述のように**Meta**は草案段階で難色を示していましたが、今回の最終案に対する正式コメントは出していない状況です⁴⁴。また**Amazon**やフランスの新興AI企業**Mistral**も取材に対し回答を控えたと報じられています⁴⁵。このように、大手各社は慎重な姿勢を崩しておらず、**最終的に署名企業ゼロのままで行動規範が画餅に帰す可能性も指摘**されています⁴⁶。欧州委員会は今後も各社と対話を続け、**11月に予定されるAIサミット**（おそらく2025年）などの場で署名表明を引き出すことを目指すとみられます⁴⁷³⁶。

なお、米国ではEUとは別に**ホワイトハウス主導でAI開発企業との自主的合意が進められており**、2023年7月にはGoogleやOpenAIら主要企業が**AIの安全性確保に関する自主コミットメント**を発表する動きもありました。EUの行動規範と米国の自主的取り組みは法的拘束力こそ無いものの、いずれも大手企業に**透明性や安全対策で踏み込んだ対応**を促す点で共通しており、**グローバルでのAIガバナンス強化**に向けた流れとして相互に参照されています。例えばウォーターマーキング（生成物への識別マーク付与）や外部テストの実施といった項目は米国側のコミットメントにも含まれており、将来的には各国の自主規範同士が連携してより**国際的な行動規範**へと発展する可能性もあります。欧州委員会は「開かれた形で他国にも参加を呼び掛ける」としており、EU域外企業であっても本行動規範に署名する余地は残されています。

日本企業への影響と対応状況

影響の大きさ： EUのAI規制法は適用対象が広く、**EU域内に拠点がない日本企業であっても**、例えば自社開発のAIシステムをEU市場に投入したり提供したりする場合には**規制の適用を受ける可能性**があります⁴⁸²¹。実際、AI規制法は域外適用条項を含んでおり、EU内で製品・サービスとしてAIシステムを提供する**プロバイダー**や、AIシステムを自社業務で利用する**ユーザー企業**など広範な事業者が対象となり得ます⁴⁹⁵⁰。違反した場合の制裁金も非常に高額で、**最高で年間全世界売上高の6～7%（もしくは3,500万ユーロ）の罰金**という厳しい数字が定められています⁵¹。このため、日本企業にとっても対岸の火事ではなく、**グローバルスタンダードとなり得る規制**として注視すべきものです⁵²。例えば、日本の人事労務領域への影響を分析する記事では「**欧州AI規制法は単なる欧州のルールではなく、世界的な標準となって日本にも影響を及ぼす可能性が高い**」と警鐘を鳴らしています⁵²。実際、EUのAI法は世界初の包括的な枠組みであり、他国が追随する動きも予想されます。日本企業は自社のAI関連プロダクトやサービスがこの規制のどのリスクカテゴリに該当し、どの義務を負う可能性があるかを**早急に分析する必要がある**と専門家は指摘しています⁵⁰。また、EU域内でAIビジネスを行う際には**EU内の拠点設置や現地責任者の指名**といった義務も発生し得るため（高リスクAIの提供者にはEU内代理人の選任義務などがあります）、法施行に備えた社内体制の点検・整備が求められます。

行動規範への対応: 日本企業の中で、**自社がAIモデル提供者として行動規範の対象となり得るケースは多くない**かもしれません。現状、基盤的な汎用AIモデルを開発・提供している日本企業は限定的であり（大規模言語モデルで世界をリードしている企業は米欧中心）、行動規範の直接の署名対象は主に欧米企業になると考えられます。しかし、日本企業でも例えば**大手ICT企業や製造業の研究部門**などで独自の大規模AIモデル開発を進めている例があり、将来的に提供者としてEU市場にモデルを提供する際にはこの規範への署名が事実上求められる可能性があります。また、自社でモデルは作らずとも**欧米企業の提供する生成AIを自社サービスに組み込む**ような場合（AI Act上の「デプロイヤー（利用者）」に該当）は、供給元のモデルが行動規範に準拠しているかが間接的に重要になります。署名された行動規範に沿ったモデルであれば、透明性や著作権処理に一定の信頼がおけるため、日本企業にとっても調達リスクの低減につながる利点があります。逆に言えば、**日本企業が行動規範に署名していないAIモデルを利用する際には慎重なリスク評価が必要**とも言えます。

日本国内での対応状況: 日本政府および企業も、EUの規制動向を受けて少しずつ動きを見せています。EUでAI規制法が成立した翌日の2024年5月22日、日本政府は「**AI戦略会議**」を開催し、日本における新たなAI法規制の導入可能性について検討を開始しました⁵³。しかし現時点では、**日本国内には包括的なAI規制法は存在せず**、政府は当面「**企業が開発・利用時に参考にできるガイドライン**」を提示するに留める方針と報じられています⁵⁴。例えば経済産業省は2023年に「AIガバナンスガイドライン」を策定し、企業が自主的にAIの信頼性確保に取り組むための原則を示しました。総務省や内閣府も生成AIに関する原則や政府調達指針などを打ち出しています。ただ、**強制力ある規制は技術革新を阻害する**との懸念も根強く、日本政府内には慎重論が少なくありません⁵⁵。そのため日本では、直ちにEUのような法規制を導入するよりも、**国際的なルール形成に積極的に関与しつつ企業の自主的対応を促す**というスタンスが取られています⁵⁵。実際、日本はG7議長国として広島AIプロセスを主導し、国際的なAIガバナンスの枠組み作りに関与しています⁵⁶。このプロセスでは今後**各国が指針や行動規範を策定する予定**であり、日本企業もそれらを参考に自社のAI戦略やガバナンス体制を見直す必要があるとされています⁵⁵。

企業レベルでの備え: 規制の有無にかかわらず、日本の主要企業の中には**欧州のAI法を見据えて自主的な体制強化**を進めている例があります。例えば**富士通**は比較的早くからAI倫理と安全性に注目し、2019年には**外部有識者によるAI倫理委員会**を社内を設置して、自社AI技術の安全性・信頼性を客観評価する体制を整備しました⁵⁷。さらに2021年、EUでAI規制法案が発表されたのを受けて**社内に専門の対策チームを新設**し、欧州を含む各地域ごとに「**AI責任者**」を配置する組織改編を行うなど、グローバルでのAIガバナンス強化に取り組んでいます⁵⁷。同様に**NEC**も2018年に**人権やプライバシーの観点からAI事業戦略を策定する専門組織**を立ち上げ、AI開発・提供におけるリスク管理を強化してきました⁵⁷。これらの企業は**EU市場でのビジネス展開を見据え、EU規制法への適合を急務**と位置付けています⁵⁷。また、自動車産業など他の分野でも、AI（自動運転や生産現場でのAI活用など）が鍵となる企業は**製品安全やAI倫理の指針**を策定し始めています。例えばトヨタ自動車は2023年、AIの倫理指針を策定し従業員教育を進めると発表しましたし、日立製作所やソニーグループも社内にAIの原則を定めたガイドラインを持っています。これらの動きは直接EU行動規範への署名対応ではないものの、**結果的にEU規制の求める安全・透明性要件への事前対応**となっており、日本企業として国際ルールへの適応力を示すものです。

総合的な評価: 日本企業にとってEUの行動規範は、現時点では「海外の自主ルール」という位置づけですが、将来的には**遵守がグローバルでの信用に直結**する可能性があります。特に欧州に製品・サービスを輸出しているメーカーや、欧州企業と協業してAIソリューションを提供しているIT企業などにとって、EU発の規範への対応は無視できません。ビジネスローヤーズの専門解説も、日本企業は**自社のAI関連事業がEU AI法のどの規定に該当し得るかを分析し、求められる対応を早急に講じる必要がある**と強調しています⁵⁰。幸い、日本には上記のように先進的に取り組む企業もあり、その知見が今後他の企業へも共有されていくでしょう。政府も2023年に産学官で「**次世代AIに関する開発指針**」をまとめ、生成AIの学習データに関する考え方や著作権処理の在り方について指導的見解を示しました。今後はEU行動規範の内容も参考に、**日本版のガイドライン策定**や法規制の必要性の検討が進むと見られます。日本企業としては、「強い規制はイノベーション阻害」の懸念を払拭しつつも、**国際ルールに適合したAIの安全・信頼性確保を実現**することが競争力維持の鍵となるでしょう⁵⁸。欧州発のAI行動規範は、日本企業にとってリスクであると同時に、**自社のAIガバナンス**

水準を引き上げるための指標ともなり得ます。各社が積極的かつ戦略的に対応策を講じることが期待されます。

まとめ

EUのAI規制法に関連する行動規範は、**世界で初めてAI開発・提供の詳細なガイドラインを多国間で共有した画期的な試み**です。透明性や安全性、著作権保護といったテーマごとに具体策が示されたことで、企業は自身のAIシステムを見直し、どのような準備が不足しているかを把握しやすくなりました。特に生成AIの分野では急速な技術革新に法整備が追いついていない現状がありましたが、EUはこの自主規範を通じて「**法律施行前にすでに倫理基準を実践する**」という前倒しアプローチを打ち出した形です¹⁰。もちろん任意の枠組みであるため限界もありますが、主要企業の参加が進めば**事実上の国際標準**として機能し、違法・有害なAIの防止に寄与することが期待されます。

今後は、行動規範への各社の署名状況や遵守状況をモニタリングしつつ、必要に応じて内容のアップデートも行われるでしょう。EU加盟国や欧州委員会による正式承認後、**2025年末までにどれだけのAI提供者が署名に踏み切るか**が一つの注目点です¹⁹。また2026年以降にAI規制法が本格施行となった後は、この行動規範が単なる自主ルールから**法執行を補完する実務ガイド**へと役割を変えていくことになります⁴³。各国規制当局も本規範を参考に企業指導や解釈を行う可能性が高く、コンプライアンスの鍵として定着していくでしょう。最終的には、AI分野でもかつてのGDPR（EU一般データ保護規則）と同様に、「**EU発のルールが世界のデファクトスタンダードになる**」シナリオも十分考えられます⁵⁹。日本を含む他地域でも、このEU行動規範とAI規制法の動きを横目に、自主ガイドライン策定や規制枠組みの議論が進むと思われます。各国のアプローチに差異はあれど、目指すゴールは「**AIを人間社会にとって安全かつ信頼できる形で普及させる**」ことに他なりません。今回調査したEUの行動規範は、そのグローバルな目標に向けた重要な一歩と言えるでしょう。各企業・団体がこの流れを踏まえ、技術革新と社会的責任の両立に向けて歩み寄ることが強く期待されます。

参考文献・情報源: 欧州委員会公式サイト【1】【4】；欧州委プレスリリースQ&A【5】；Reuters通信【7】【18】；Bloomberg日本語版【8】；BUSINESS LAWYERS解説記事【12】；Arpable解説記事【27】；その他上記に引用した記事・資料【22】【24】など。

1 6 8 10 12 18 19 EU、域内企業向けにAI規制法順守の行動指針案を公表 | ロイター

<https://jp.reuters.com/economy/industry/QZHJ7CLBE5NIHGHGA6U2NKN6QI-2025-07-11/>

2 11 13 22 EU's AI code of practice for companies to focus on copyright, safety | Reuters

<https://www.reuters.com/business/eu-code-practice-help-firms-with-ai-rules-will-focus-copyright-safety-2025-07-10/>

3 5 9 17 20 The General-Purpose AI Code of Practice | Shaping Europe's digital future

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/contents-code-gpai>

4 7 23 37 40 51 EU、AI規制法の「行動規範」を公表—著作権や透明性の規則を明記 - Bloomberg

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-07-10/SZ6KQKT0G1KW00>

14 15 Drawing-up a General-Purpose AI Code of Practice | Shaping Europe's digital future

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/ai-code-practice>

16 21 25 50 EU AI法の概要と日本企業に必要な対応を解説 - BUSINESS LAWYERS

<https://www.businesslawyers.jp/articles/1431>

24 EU Rolls Out AI Code With Broad Copyright, Transparency Rules

<https://www.bloomberg.com/news/articles/2025-07-10/eu-rolls-out-ai-code-with-broad-copyright-transparency-rules>

26 27 28 29 30 31 EU and US Lawmakers Agree to Draft AI Code of Conduct | Inside Privacy

<https://www.insideprivacy.com/artificial-intelligence/eu-and-us-lawmakers-agree-to-draft-ai-code-of-conduct/>

32 33 34 35 36 46 47 EU rules for advanced AI are step in wrong direction, Google says – POLITICO

<https://www.politico.eu/article/google-eu-rules-advanced-ai-artificial-intelligence-step-in-wrong-direction/>

38 39 EU pushes ahead with AI code of practice - Financial Times

<https://www.ft.com/content/32a3c83d-64ed-4c83-a5d3-a6cd89b087ba>

41 42 43 44 45 EU: Code of practice presenting AI Act enforcement details unveiled, although rules not enforceable until next year; incl. cos. comments - Business & Human Rights Resource Centre

<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/eu-code-of-practice-presenting-ai-act-enforcement-details-unveiled-although-rules-not-enforceable-until-next-year-incl-cos-comments/>

48 49 EU発AI規制法の波紋 - Arpable

<https://arpable.com/artificial-intelligence/the-ripple-effects-of-the-eus-ai-regulation/>

52 欧州AI規制法が日本の人事業務に与える影響とは？ ～日本企業の ...

<https://ri.kaonavi.jp/20250328/>

53 55 56 57 58 59 EU発AI規制法の波紋

<https://arpable.com/artificial-intelligence/the-ripple-effects-of-the-eus-ai-regulation/>

54 【各国AI 監管態度比一比】傳日本政府將提「AI 指導方針」 - 報橘

<https://buzzorange.com/techorange/2023/08/14/japan-to-prepare-generative-ai-disclosure-rules/>